

100歳 おめでとうございます

次の皆さんが、100歳を迎えられました。これからも元気で過ごしてください。



島崎 チヨ子 さん
(西上秋間)



天田 九一 さん
(安中)



金井 榮子さん
(松井田町上増田)



清水 美登利 さん
(野殿)

国民年金保険料の免除等の申請受付を開始します



日本年金機構HP

7月1日(水)から受付開始

令和8年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請は、7月1日(水)から受け付けを開始します。また、過年度についても、申請月から2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

なお、保険料の免除・納付猶予申請は原則として毎年必要です。令和7年度に免除または納付猶予を受けていて、継続申請が承認されていない人は6月で承認期間が切れます。引き続き免除などを希望する場合は、**困国保年金課**が**困住民福祉課**で申請手続きをしてください。

申請結果は、日本年金機構からの通知で確認してください。

特来庁者の本人確認ができる身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証など)、基礎年金番号が確認できるもの(基礎年金番号通知書または年金手帳など)

※2年以内に失業した人は雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証

電子申請もできます

国民年金第1号被保険者加入の届け出や、国民年金保険料の免除・納付猶予の申請、学生納付特

例の申請がマイナポータルでできます。

なお、利用には利用者登録や、マイナンバーカードとその受取時などに設定したパスワードが必要です。不明な点などは、年金機構**HP**を確認するか、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の免除や、納付が猶予される制度があります。

■免除制度

申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得を基準に審査が行われるため、それに応じて保険料の全額免除または一部免除を申請できます。

全額免除：保険料全額が免除

一部免除：保険料の一部を免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

※承認された場合、減額後の保険料を納めず2年を経過すると未納と同じ扱いになります

■納付猶予制度

学生を除く50歳未満の人で、申請者本人、配偶者それぞれの前年所得を基準に審査が行われるため、それに応じて保険料全額の納付猶予を申請できます。

問高崎年金事務所(☎322-4299)、困国保年金課医療年金係(☎内線1116)、**困**住民福祉課税務保険係(☎内線2160)